

幼児教育・保育の無償化Q&A（認定こども園を利用している場合）

無償化になるための手続き

質問		回答	
1	無償化になるための手続きは何をすればいいですか。	1	無償化になるための新たな手続きは必要ありません。 ただし、認定こども園（教育部分）を利用している方で預かり保育の無償化を受ける場合は、保育の必要性が認定された方のみ対象となりますので、保育の必要性の認定を受けていることが条件となります。
2	無償化となるための費用はどのように受け取るのですか？	2	通常の利用料については支払う必要がなくなります。 ただし預かり保育にかかる費用については、施設に利用料を支払っていただいた後、償還払いとなりますので、請求書に領収書及び利用証明書を添付し、市役所に提出してください。 支払い時期は、1月（10月～12月分）、4月（1月～3月分）、7月（4月～6月分）、10月（7月～9月分）を予定しています。

無償化の対象範囲

質問		回答	
3	公立・私立の区別なくどちらも無償化の対象になりますか？	3	公立・私立の区別なく無償化の対象になります。
4	知立市以外の認定こども園を利用した場合も無償化の対象となりますか？	4	無償化の対象になります。

幼児教育・保育の無償化Q & A (認定こども園を利用している場合)

5	認定こども園の利用に加えて認可外保育施設などを利用した場合、認可外保育施設などは無償化されますか？	5	認定こども園を利用している方が更に認可外保育施設などを利用した場合、認可外保育施設などの利用料については無償化の対象とはなりません。
6	預かり保育を利用した際に、その利用料は無償化されますか？	6	No.1 のとおり、保育の必要性が認定された方のみ無償化の対象となります。 月額11,300円（市民税非課税世帯の0～2歳児は16,300円）、日額450円が上限となります。
7	保護者が園へ直接支払っている通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、無償化の対象になりますか？	7	通園送迎費、食材料費、行事費などについては、無償化の対象とはなりません。 また、3歳児から5歳児の子どもの副食費（おかず・おやつ等）は、これまでも保育料の中に含まれており、無償化後も引き続き保護者の皆さまのご負担となります。 ただし、一定の条件に当てはまる場合は、副食費が免除されます。
8	食材料費（主食費と副食費）はいくらですか？	8	各園にお問合せください。
9	副食費が免除対象となる要件はなんですか？	9	市民税所得割額77,101円未満世帯もしくは第3子（※）以降の子どもにかかる副食費は、支払いが免除になります。 ※多子カウント18歳以下
10	3歳から5歳までの無償化の開始年齢は3歳になった日からですか、3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了するのですか？	10	3歳になった日（満3歳）から小学校就学前までが無償化の対象となります。

幼児教育・保育の無償化Q&A（認定こども園を利用している場合）

11	0歳児から2歳児は無償化の対象にはならないのですか？	11	保育部分を利用している0歳児から2歳児は、市民税非課税世帯の方が無償化の対象になります。教育部分を利用している場合は、無償化の対象となりません。
その他			
質問		回答	
12	対象者に該当しない場合の保育料はどのようになりますか？	12	従前の保育料と変更ありません。